岡情審査第4号令和元年5月7日

岡山市長 大森 雅夫様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会 会 長 福 重 さ と 子

岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について(答申)

平成29年12月8日付け岡北総第548-1号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「岡山市が岡山市農業委員会に平成20年1月25日照会した現況地目についての、農業委員会からの回答書」に係る公文書開示請求に対して、一部開示とした決定に対する審査請求についての諮問。

第1 審査会の結論

本件公文書開示請求に対して、岡山市長(以下「実施機関」という。) が行った一部開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人(以下「請求人」という。)は、平成29年9月19日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号。以下「条例」という。)第3条第1項の規定に基づき、岡山市が岡山市農業委員会(以下「農業委員会」という。)に平成20年1月25日付けで照会した現況地目についての、農業委員会からの回答書(以下「本件公文書」という。)について、公文書開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 本件請求に対し、実施機関は、同年10月3日付けで、本件公文書のうち、個人の住所及び氏名は、条例第5条第1号の個人情報に該当するため 非開示理由に該当するとして一部開示決定を行った。
- 3 上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、同年11月2日付けで本件公文書についての一部開示決定に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- 4 実施機関は、同年12月8日付けで、本件審査請求の取扱いについて、 条例第16条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 請求人及び実施機関の主張の要旨

- 1 請求人の主張要旨
 - (1)審査請求の趣旨
 - ア 実施機関は、平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇〇〇第〇〇〇号文 書で、国土調査による地目変更について、回答を農業委員会より受 領している。

- イ ○○○○○○○ 番地についての農業委員会の回答を請求した ところ、一部開示決定された内容は、農業委員会の回答ではなく、 実施機関が調査した文書である。
- ウ 平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇〇〇第〇〇〇号の回答書作成について、農業委員会が現況確認した記録はなく、照会文書1の土地の現況が、農地であるか否かの回答文書を農業委員会は保有していないにもかかわらず、一部開示決定された本件一部開示決定は虚偽と思われる。

(2) 反論書の趣旨

ア 実施機関が農業委員会に対して、平成20年1月25日付け○○ ○○第○○○号文書で照会している。照会書「1.土地の現況が農 地であるか否か。」について照会しているが、別紙には、実施機関 が現況地目については、原野、山林、宅地等記入済みである。

農業委員会は農地であるか否かを調査するものであり、登記地目、 田、畑を原野、山林、宅地等に決定することはできない。

- イ 平成29年9月19日付け公文書開示請求書は、現況地目について、実施機関の判断ではなく農業委員会の判断した記録(回答)を請求しているものの、平成29年10月3日付け○○○第○○○
 一○号で一部開示決定された公文書は、現況地目照会書で実施機関が判断記入済みの公文書であり、農業委員会が判断して記入した回答書ではない。
- ウ 現況地目について、農業委員会が判断記入回答をしていないので、 請求公文書について、公文書非開示決定すべきものであると反論す る。

2 実施機関の主張要旨

(1) 開示請求対象文書について

請求人が開示を求めた公文書は、実施機関が農業委員会に平成20年 1月25日付け〇〇〇第〇〇〇号で農地の転用事実に関する照会を行 った回答書(平成○○年○月○○日付け○○○第○○○号) がこれに あたる。

請求人は、「本件一部開示決定は虚偽だと思われる」との主張だが、 開示文書のとおり、農業委員会から回答されていることから、正真の公 文書である。

(2) 一部開示理由について

本件公文書のうち、個人の住所及び氏名は、条例第5条第1号の個 人情報に該当するため非開示とした。

第4 審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件請求について

本件請求は、「平成18年9月地籍調査で現地調査した結果、現況地目について、岡山市は農業委員会へ平成20年1月25日照会している。農業委員会よりの回答内容を開示してください。(注)実施機関の判断ではなく、農業委員会の判断した記録(回答)をお願いします。」というものである。

本件請求に対して実施機関は、本件公文書として、平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇〇〇第〇〇〇号の農業委員会からの回答書について、非開示部分を除き開示している。

本件審査請求において、請求人は、農業委員会が本件公文書を作成するに当たって現況確認した記録はなく、土地の現況が、農地であるか否かの回答文書を農業委員会は保有していないにもかかわらず決定された一部開示決定は虚偽であると主張している。また、現況地目について、農業委員会が判断し回答をしたものではないので、非開示決定すべきものであると主張している。

2 本件公文書及びその一部開示決定の妥当性について 本件請求内容を確認するに、公文書の内容及び時期が具体的に示されて おり、この請求内容と照らして、実施機関が、本件公文書を請求人が開示 請求した公文書と特定したことに、不合理な点は見られない。

請求人は、一部開示決定された本件公文書が虚偽であると主張していると思われるが、本件請求の対象は、実施機関が保有している公文書であり、農業委員会が保有している公文書ではない。よって、請求人が虚偽の理由としている、農業委員会が本件公文書を作成するに当たって現況確認した記録の有無や、土地の現況が農地であるか否かの回答文書を農業委員会が保有しているか否かについては、いずれも本件公文書の特定及びその開示決定に影響するものではなく、請求人の主張には理由がない。

また、請求人は、本件公文書の現況地目を農業委員会が判断し回答していないと主張しているが、本件公文書は、地籍調査において実施機関が調査した土地に関して農業委員会へ照会し、その照会項目について、農業委員会が回答したものである。

この回答書において、現況地目について農業委員会は、実施機関からの 照会の範囲内で判断して回答しており、その点においても請求人の主張に 理由はない。

請求人はそれ以外にも様々主張しているが、いずれも本件公文書の開示 決定の妥当性に影響を与えるものではない。

以上のことから、実施機関が特定した本件公文書が、請求人が開示請求 した公文書であることは明らかであり、そのうち前記第2、2のとおり非 開示部分を除いて開示した一部開示決定処分に違法又は不当な点は見ら れない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、第1記載のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年12月 8日	諮問書の収受
平成29年12月15日	請求人側反論書の収受
平成31年 1月28日	審議
平成31年 2月28日	審議
平成31年 3月22日	審議
令和 元年 5月 7日	答申